

大学へ進学されるかたへ 大学奨学金をご利用ください

- 経済的な理由で大学への進学が困難なかたへ、市では奨学金の貸付をしています。ご利用ください。
- ※他の奨学金等を受ける人は利用できません。
- 貸付予定人数
○入学支度金 2人
○修学金 6人
- 申込受付 3月11日(金)まで
貸付対象者の要件
- 【入学支度金】
○修学金の貸付を受ける要件を備えている人の親権者または成年後見人
- 【修学金】
○日本国民で引き続き3年以上西条市に住所がある人の子弟で、4年制以上の大学に進学する人
- 学業・人物ともに優秀な人
○学資の支払いが困難であると認められる人
- 貸付額
○入学支度金 30万円以内
○修学金 月額3万円以内
- 返還方法
○貸付金は無利子で修学金貸付期間終了後、1年間据え置かれます。
- 入学支度金は4年間で、半年ごとに3万7500円を償還(8回)していただきます。
- 修学金は8年間で、半年ごとに9万円を償還(16回)していただきます。
- 問合せ 西条市庁舎学務係 (内線5325)

下水道受益者負担金・分担金の納期

- 2月は、下水道にかかる受益者負担金・分担金の納期です。最寄りの金融機関で納めてください。
- 対象の納期
○旧西条分 第4期
○旧東予・丹原分 第3期
- 納期限 2月28日(月)
問合せ
- 西条市庁舎下水道業務係 (内線2823)
○東予総合支所業務係 (内線211)

下水道への接続をお急ぎください

- 平成14年度に公共下水道および小規模下水道が供用開始となった区域のかたは平成17年3月末で3年が経過します。下水道の供用開始後は、3年以内に水洗便所に改造して、下水道へ接続しなければなりません。
- まだ、くみ取り便所から水洗便所への改造および下水道への接続工事をされていないかたは、市の指定工事店で早急な工事をお願いします。
- なお、改造するための資金の融資あっせん制度も供用開始から3年以内の工事が対象となりますので、希望されるかたは早めに指定工事店へご相談ください。
- 指定工事店が分からない場合は、下水道担当課へお問い合わせください。
- 問合せ
○西条市庁舎下水道業務係 (内線2823)
○東予総合支所業務係 (内線211)

2月の市税ごよみ

- 旧西条市分
18日 市県民税第4期分の督促状の発送
- 旧東予市分
18日 市県民税第4期分の督促状の発送
- 旧丹原町分
18日 町県民税第4期分の督促状の発送
- 旧小松町分
18日 町県民税第4期分の督促状の発送
- 分の督促状の発送
28日 市県民税第4期分の督促状の発送
28日 町県民税第4期分の督促状の発送
- 分・国民健康保険税第8期分の納期限
5期分の納期限
※督促状1通につき1000円の督促手数料と延滞金をいただきます。
- 国民健康保険税第7期

平成17・18年度競争入札(見積)の 参加希望者の申請を受け付けます

- 業務内容
【建設工事関係】
○土木・建築・管・塗装・造園工事など
○地質調査・測量・設計・監理業務など
- 【公共施設の委託業務】
公共施設清掃、電気設備保安、消防用施設等の保守点検、高架水槽等の清掃、害虫防除、警備、浄化槽管理清掃
- ※市内に本店・支店または営業所を有する業者のかたで、下水道処理場管理委託を希望する場合は、下水道処理施設維持管理業者登録または施設ごとに必要な資格等に関する資料の添付が必要です。
- 詳しくは、西条浄化センター(TEL0897-55110)へお問い合わせください。
- 【物品関係】
売買・修繕など
受付期間 2月1日(火)～28日(月)
受付・問合せ
○西条市庁舎工事契約係 (内線2233)
○西条市庁舎物品契約係 (内線2235)
- ※申請書等を西条市のホームページからダウンロードできるものがありますので、ご利用ください。
ホームページアドレス
<http://www.city.saijo.ehime.jp/>

農林業センサスにご協力ください

- 2月1日現在で農林業関係者を対象に今後の農林業の政策に役立てるための統計調査「農林業センサス」が実施されます。調査員が調査に伺いましたら、ご協力をお願いいたします。
- 農林業のいまを知るための5年一度の大切な調査です。実施は2月1日。忘れないうちに!!

